

第 72 回岩手県環境影響評価技術審査会

日 時 平成 29 年 9 月 14 日(木) 15:15～

場 所 コミュニケーションギャラリーリリオ 3 階 イベントホール

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 「(仮称) 田野畑風力発電事業環境影響評価方法書」について
(資料No.1～資料No.4)

(2) その他

3 閉 会

【配付資料】

資料No.1：(仮称) 田野畑風力発電事業に係る環境影響評価手続状況

資料No.2：(仮称) 田野畑風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見 (岩泉町・田野畑村・普代村)

資料No.3：(仮称) 田野畑風力発電事業環境影響評価方法書意見の概要

資料No.4：(仮称) 田野畑風力発電事業環境影響評価方法書に対する委員からの事前質問・意見及び事業者回答

第72回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
石川 奈緒	岩手大学理工学部助教	欠席
伊藤 歩	岩手大学理工学部准教授	欠席
久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・森林整備機構企画部研究企画科企画室長	欠席
齊藤 貢	岩手大学理工学部准教授	出席
佐藤 きよ子	元一関工業高等専門学校教授	出席
佐藤 久美子	八戸工業高等専門学校准教授	欠席
島田 卓哉	国立研究開発法人森林総合研究所東北支所研究グループ長	出席
鈴木 まほろ	岩手県立博物館専門学芸員	出席
高根 昭一	秋田県立大学システム科学技術学部准教授	出席
鷹 菅 紅子	有限会社鷹菅建築設計事務所代表取締役	出席
中村 学	岩手県立盛岡第一高等学校指導教諭	出席
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部講師	出席
平塚 明	岩手県立大学総合政策学部教授	出席
由井 正敏	東北鳥類研究所所長	出席

【事務局】

氏名	職名	備考
小野寺 宏和	環境保全課 総括課長	
藤村 朗	環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長	
佐藤 高久	自然保護課 自然公園担当課長	
菊池 恭志	環境保全課 主任主査	
吉田 拓司	環境保全課 技師	
山岸 孝気	県民くらしの安全課 技師	
池田 享司	資源循環推進課 主査	
千葉 隆一	自然保護課 主任主査	
高橋 香菜子	都市計画課 技師	
福地 千春	建築住宅課 主査	
本山 信一	環境保全課 主査	
熊谷 綾子	環境保全課 主査	

(仮称) 田野畑風力発電事業に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称) 田野畑風力発電事業	
適用区分	法第1種	
事業の種類	風力発電所の設置	
事業の規模	出力 90,000kW	
事業の実施区域 (予定地)	岩泉町、田野畑村及び普代村	
事業者の名称	日本風力開発株式会社	
環境影響評価手続者	同上	
配慮書	提出	平成28年11月30日
	縦覧期間	平成28年12月1日～平成29年1月5日
	住民等の意見書の提出期間	平成28年12月1日～平成29年1月5日
	技術審査会の審査	平成29年2月9日
	知事意見の送付	平成29年3月2日 (期限：平成29年1月29日) ※60日
方法書	提出	平成29年5月19日
	縦覧期間	平成29年5月19日～平成29年6月19日
	住民等の意見書の提出期間	平成29年5月19日～平成29年7月3日
	説明会	平成29年6月2日～平成29年6月3日
	意見の概要書の提出	平成29年7月21日 意見：20件
	技術審査会の審査	平成29年9月14日
知事意見の送付	平成29年 月 日 (期限：平成29年10月19日) ※90日	

岩 政 第 1 6 8 号

平成 29 年 8 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩泉町長 伊 達 勝 身

「(仮称) 田野畑風力発電事業環境影響評価方法書」に対する意見について

(回答)

平成 29 年 7 月 24 日付け環保第 190 号で照会のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

記

1 意見

- (1) 環境影響評価を行う過程において新たな事情が生じた場合は、必要に応じて項目及び手法等を見直すとともに、最新の知見を取り入れながら追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応していただきたい。
- (2) 計画事業を進めるにあたっては、地域住民の理解や有識者の意見を得ながら、周辺的环境保全や動植物の保護に最大限配慮していただきたい。
- (3) 対象事業実施区域付近には酪農団地が存在しており、低周波音による乳牛へのストレスにより受胎率及び搾乳量への影響が懸念されるため、以下のとおり調査地点を追加していただきたい。
ア 調査項目 大気環境>騒音及び超低周波音>低周波音 (超低周波音を含む)
イ 追加要望地点 岩泉町岩泉字室場 18 番地 17 付近
- (4) 対象事業実施区域西側の一部が飲料水共同施設組合の水源となっているものと見込まれることから、取水地点についても調査、予測及び評価を行うなど適切に対応していただきたい。
- (5) 対象事業実施区域周辺では、イヌワシの飛来や石灰岩植物など希少野生動植物の確認が予想されるため、事前に有識者の意見を聴取するとともに、確認調査を実施されたい。

【担当】

政策推進課 政策推進室

TEL : 0194-22-2111 (内線 405)

FAX : 0194-22-3562

岩手県

29.8.24

環保第

号

田政推第 268 号
平成 29 年 8 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

田野畑村長 石 原 弘

「(仮称) 田野畑風力発電事業環境影響評価方法書」に対する意見について (回答)

平成 29 年 7 月 24 日付け環保第 190 号で照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

「(仮称) 田野畑風力発電事業環境影響評価方法書」に対し、事業者から提出されている方法書について、環境保全に対する配慮がなされていることから、意見等ありません



担当：政策推進課
電話 0194-34-2111 (61)

普 総 第 128 号
平成 29 年 8 月 10 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

普代村長 柁 屋 伸 夫

「（仮称）田野畑風力発電事業環境影響評価方法書」に対する意見について
（回答）

このことについて、平成 29 年 7 月 24 日付け環保第 190 号で照会のありました標記について、意見等無い旨回答します。



担当：総務課政策推進室

電話：0194-35-2114（内線 144）

Fax：0194-35-3017

（仮称） 田野畑風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成29年7月

日本風力開発株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	7
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	7
(1) 公告の日	7
(2) 公告の方法	7
(3) 縦覧場所	8
(4) 縦覧期間	8
(5) 縦覧者数	8
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	9
(1) 公告の日及び公告方法	9
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	9
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	10
(1) 意見書の提出期間	10
(2) 意見書の提出方法	10
(3) 意見書の提出状況	10
第 2 章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	11

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成29年5月19日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成29年5月19日（金）付 岩手日報

※平成29年6月2日（金）、3日（土）に開催する説明会についての公告を含む

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報たのはた 平成29年5月15日号（おしらせ版）（別紙2-1参照）
- ・広報いわいずみ 平成29年5月15日発行（おしらせ版）（別紙2-2参照）
- ・広報ふだい 平成29年5月号（No.660）（別紙2-3参照）

③ インターネットによるお知らせ

平成29年5月19日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・岩手県のウェブサイト（別紙3-1参照）

<http://www.pref.iwate.jp/kankyoku/hozen/jokyo/055413.html>

- ・田野畑村のウェブサイト（別紙3-2参照）

<https://www.vill.tanohata.iwate.jp/docs/2017052400014/>

- ・岩泉町のウェブサイト（別紙3-3参照）

<https://www.town.iwaizumi.lg.jp/docs/2016103100019/>

- ・普代村のウェブサイト（別紙3-4参照）

<http://www.vill.fudai.iwate.jp/docs/2017052500011/>

- ・日本風力開発株式会社 ウェブサイト（別紙3-5参照）

<http://www.jwd.co.jp/tanohata>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計5箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 田野畑村役場 一階 窓口
(住所：岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143-1)
- ・ 岩泉町役場本庁舎 四階 政策推進課
(住所：岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5)
- ・ 普代村役場 二階 総務課政策推進室
(住所：岩手県下閉伊郡普代村第9地割字銅屋 13-2)
- ・ 岩手県県北広域振興局(久慈地区合同庁舎) 一階受付
(住所：岩手県久慈市八日町 1-1)
- ・ 岩手県沿岸広域振興局(宮古地域振興センター) 一階 県民センター
(住所：岩手県宮古市五月町 1-20)

②インターネットの利用による縦覧

- ・ 日本風力開発株式会社 ウェブサイト
<http://www.jwd.co.jp/tanohata>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：平成29年5月19日(金)から6月19日(月)まで
(土・日曜日、祝日を除く。)
- ・ 縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数(意見書箱への投函者数)は0件であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は317回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日：平成29年6月2日（金）
- ・ 開催場所及び時間：
18:00～19:10 岩泉町民会館（岩手県下閉伊郡岩泉町字松橋21-1）
来場者数：6名

- ・ 開催日：平成29年6月3日（土）
- ・ 開催場所及び時間：
14:00～15:00 アズビィ楽習センター（岩手県下閉伊郡田野畑村和野278-1）
来場者数：9名

- ・ 開催日：平成29年6月3日（土）
- ・ 開催場所及び時間：
18:00～18:50 普代村自然休養村管理センター（岩手県下閉伊郡普代村第13地割字普代169-1）
来場者数：0名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成29年5月19日（金）から7月3日（月）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙4参照）
- ②日本風力開発株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

2名の方から合計で20件の意見が提出された。環境の保全の見地からの意見は18件、その他の意見は2件であった。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

表 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

1. 動物について－1

No.	意見	事業者の見解
1	<p>■コウモリ類について</p> <p>コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年1頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p>	<p>コウモリ類についても、生態系において重要な役割の一旦をにこなっていると認識しております。ただし、国内におけるコウモリ類の生態特性はまだ未解明の部分が多く、風力発電事業による影響も知見がほとんど得られていない状況であるとも認識しております。</p> <p>現地調査においては十分な調査を行って、生息状況の把握に努めます。その結果により、バットストライク等に関しても必要に応じ有識者の意見を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。</p>
2	<p>■コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているだ〔原文ママ〕が、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置を取らずに殺すつもりか？</p>	<p>地域を問わず専門的知識を有している有識者に調査方法についてヒアリングを実施しております。</p> <p>また、現地調査においてはバットディテクターによる調査、サーチライト（LED）による調査など、効果的な調査機器、手法を用いて影響予測を行います。その結果により、必要に応じて有識者の意見を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。</p>
3	<p>■コウモリ類の専門家へのヒアリングについて</p> <p>風力発電施設供用によるコウモリ類への影響を予測するために、必要十分な調査を行うべきである。必要な調査内容については、鳥類やネズミ類、大型哺乳類などの他分野の「専門家」ではなく、バットストライクについて十分な知識のある「コウモリ類の専門家」にヒアリングを行うべきではないのか。</p>	<p>調査手法について、コウモリ類の専門家へのヒアリングを実施しております。また、今後の現地調査を踏まえたヒアリングについても検討しております。</p>
4	<p>■コウモリ類の予測手法について</p> <p>事業者の行う「高度別飛翔状況調査」は定量的手法である。よって予測も定量的に行い、年間の衝突個体数を具体的な数値で示し、さらに環境保全措置で何個体低減できるのかを数値で示すこと。</p>	<p>年間の衝突個体数については、現状ではコウモリ類の種ごとの回避率や計算方法などの知見が示されていないことから、定量的に予測することは難しいと考えています。</p>
5	<p>■コウモリの音声解析について</p> <p>コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査すること。</p>	<p>現地調査においては風況観測塔や樹木を利用して高高度のコウモリ類を把握するため自動録音が可能でバットディテクターの設置を検討します。</p> <p>使用機器については Pettersson 社の D500X 及び D1000X も用いて調査を行います。踏査時におけるコウモリ類の存在確認等、調査の目的に応じてヘテログイン方式のバットディテクターも併用いたします。</p> <p>音声解析は研究分野としてまだ未解明の部分が多いことから確実な同定はできないものと認識しております。可能な限り利用頻度や活動時間などの把握に努めます。</p>

（表は次の頁に続く）

(表は前の頁の続き)

6	<p>■コウモリの音声録音について 捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない(捕獲調査日の録音データは使用しないこと)。</p>	<p>自動録音調査と捕獲調査の調査日については、可能な限り重ならないように努めます。</p>
7	<p>■コウモリの捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> コウモリの捕獲許可申請及び捕獲調査は必ずコウモリ類の専門家の指導のもとで行うべきではないのか。 6月下旬ー7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ハーブトラップでは樹冠上を飛翔するタイプのコウモリ(ヤマコウモリやヒナコウモリなど)を捕獲できない。カスミ網なら捕獲できるので、「コウモリ相調査」をするつもりならば「コウモリ類の専門家の指導のもと」でカスミ網も併用するべきであろう。 捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、速やかに放獣するべきではないか。 捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ(夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを行わないこと)。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域を問わず専門的知識を有している有識者にヒアリングを実施しております。コウモリ類の捕獲については、所轄機関より許可を得て適切に実施いたします。 国内におけるコウモリ類の生態特性は未解明な部分が多く、出産哺育期を避けることは極めて困難であると認識しております。捕獲調査においては、可能な範囲で見回りの頻度を増やすなど、適切に対応します。 本事業では、設置する場所の状況や設置面積に応じて、ハーブトラップとカスミ網を併用して調査を実施します。 捕獲個体については、麻酔を使用せずに、種名、性別、外部計測を行って速やかに放獣します。 ハーブトラップにつきましては、可能な範囲で見回りの頻度を増やすなど、適切に対応します。
8	<p>■コウモリ類の保全措置について 樹林内に建てた風車や、樹林(林縁)から200m以内に建てた風車は、バットストライクの高リスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空(林内)を飛翔するコウモリでさえ、樹林(林縁)から200m以内ではバットストライクの高リスクが高くなる。コウモリを保全するため、風力発電機は樹林から200m以上離すべきではないのか?</p>	<p>国内におけるバットストライクの発生メカニズムについては明らかになっていないと認識しております。今後の現地調査の結果に基づいて、有識者の意見も踏まえ、影響予測を行い、引き続き新たな知見の収集も行って、保全措置の検討を行います。</p>
9	<p>■コウモリ類の保全措置について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか? なお「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので保全措置は実施しない」といった回答をするかもしれないが、「国内の事例数」が少なくても「保全措置は実施可能」である。</p>	<p>風力発電機のカットイン風速の設定や低風速時のフェザリングがコウモリ類の保全対策に有効であると言われていることは認識しております。 今後実施する現地調査により、コウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて、有識者の意見も踏まえた上で影響予測を行い、引き続き新たな知見の収集も行って、保全措置の検討を行います。</p>
10	<p>■コウモリ類の保全措置「ライトアップをしないこと」はバットストライクの低減効果はない 「ライトアップをしない」ことはバットストライクの低減効果はない。ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。さらにコウモリが風車に接近するのは「昆虫だけが原因」ではない。 ライトアップは昆虫を誘引するが、だからと言って「ライトアップをしないこと」によりバットストライクが低減される訳ではない。</p>	<p>既往の知見によると、ご指摘のナセルの熱もさることながら、風力発電機のライトアップも昆虫類を誘引する可能性があることが示唆されております。また、コウモリ類の種によっては人工構造物にコロニーを形成する種もいることから、バットストライクの発生は様々な要因によるものと考えておりますので、必ずしも効果がないとは考えておりません。</p>

(表は次の頁に続く)

(表は前の頁の続き)

<p>11</p>	<p>■ コウモリ類の保全措置、供用後のモニタリングの実施方法について</p> <p>コウモリは通常、強風では飛ばないため、コウモリの保全措置として、カットイン風速の値を上げることとフェザリングが行われている。清明な事業者ならば、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを理解しているはずだ。</p> <p>現地調査によりコウモリ類への影響が予測された場合、事業者は適切な保全措置をする必要があるが、そのためには適切なカットイン風速を求める事前調査が必要だ。なぜなら適切なカットイン風速値はケースバイケースで一律ではないからだ。この調査は専門性が高く、鳥類や大型哺乳類など他の分野の専門家ではアドバイスできないだろう。「専門外の素人」に貴重な時間をかけるよりも、コウモリの保全措置について十分な知識のある「コウモリ類の専門家」に、調査手法や時期など適切であるか、きちんとヒアリングを行うべきではないのか。</p>	<p>風力発電機のカットイン風速の設定や低風速時のフェザリングがコウモリ類の保全対策に有効であると言われていることは認識しております。</p> <p>今後実施する現地調査により、コウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて、有識者の意見も踏まえた上で影響予測を行い、引き続き新たな知見の収集も行って、保全措置の検討を行います。</p> <p>また、コウモリ類を含め動物に関し幅広い学識を有する方にヒアリングを実施いたします。</p>
<p>12</p>	<p>■ P267 バッド [原文ママ] デテクターによる調査について</p> <p>バッドデテクター [原文ママ] の探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバッドデテクターの探知距離を記載すること。</p> <p>なお「仕様書に書いていない (ので分からない)」などと回答をする事業者がいたが、バッドデテクター [原文ママ] の探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>現地調査においては風況観測塔や樹木を利用して高高度のコウモリ類を把握するため自動録音が可能なバッドデテクターの設置を検討しております。</p> <p>なお、バッドデテクターの探知距離については、キャリブレーターを用いて任意では把握していません。</p> <p>また、バッドデテクターによる任意の調査地点については、可能な限り多様な環境を対象として調査し、調査時の安全面を確保しながら調査を実施することを予定しています。風力発電機設置位置の全ての箇所について調査を実施する予定ではありませんが、調査地点は対象事業実施区域及びその周囲全体を把握できるような代表的な地点を選定しております。</p> <p>1地点につき1回の調査においては、日没から日の出までの時間帯に設定し、少なくとも1週間程度の連続したデータを取得することとしております。ただし、出現状況によりデータの記憶量が増減することや気象状況等により、設置期間についても増減することから調査時間は記載しておりませんでした。</p>
<p>13</p>	<p>■ 「次世代に命をつなげる保全措置」をして欲しい</p> <p>事後調査でコウモリが死んだら保全措置を検討するという事業者がいる。なぜ何の罪もないコウモリをわざわざ殺すのだろうか。</p> <p>バットストライクは不可逆的影響である。バットストライクが生じた時点で、個体はすでに死んでいるのだからその時点で保全措置を検討しても「影響は低減」できない。「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから保全措置を実施する」のでは完全に手遅れだ。事業者は、次世代に命をつなぐ、という意味を真摯に考えてほしい。</p>	<p>今後の現地調査において、当該地域のコウモリ相を把握することにより、影響予測を行います。また、専門家等へのヒアリングの実施を検討し、可能な限り影響を低減するよう、環境保全措置を検討いたします。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

1. 動物について－2

No.	意見	事業者の見解
14	1.当該地域はヒナコウモリの移動（渡り）ルートであることが明らかとなっている。また国内でも複数の場所でバットストライクが起きている。これらの事態は把握しているのか。	当該地域付近が渡りルートとなっている可能性があることについて認識しております。また、国内のバットストライクと思われる死骸の事例については把握しております。
15	2.本方法書ではコウモリ類の専門家へのヒアリングが行われていないにもかかわらず、「国内のバットストライクの現状はよくわかっていない」旨の見解が示されている。しかし配慮書および本方法書を見る限り、コウモリ類についての知識を有する者は皆無と判断される。そして、なぜ自己判断による見解を示すのか。専門的知識とは海外ではすでに大量に起こっているバットストライクを理解し、それらを予想した影響評価の手続きを行うことである。	海外の事例と比較して、国内の風力発電機の稼働に起因するバットストライクについて、日本特有の立地や種の飛翔特性などを踏まえた事例の積み上げは、ほとんどなされていないものと考えています。 コウモリ類の専門家について、国内における該当者は少なく、とりわけ、当該地域のコウモリ類の生態特性を把握している専門家になると皆無といった状況と考えています。 調査手法については、コウモリ類の多様な知識、研究実績のある専門家へのヒアリングを実施しております。ご意見を踏まえ、今後の現地調査を踏まえたヒアリングについても検討しております。
16	3.コウモリ類へのヒアリングは、コウモリ類の生態について具体的な知見（生態等についての論文報告を多数行っている者）を持っている専門家にヒアリングを行い、バットストライクの影響予測を行うための調査手法についての助言を得る必要がある。	
17	4.コウモリ類の音声は風況ポールの30m（ブレード回転域下）と50m（風況ポールの最上部付近。ブレード回転域内）での長期間の音声記録調査で十分である。3か所の意味を説明すること。	方法書では3高度としましたが、これまでの調査実績と有識者のご意見も踏まえて検討した結果、2高度で実施することとしました。 バットディテクターの探知範囲は数10mであり、樹林内を飛翔する種やマイクの探知範囲を考慮して、データの重複がないこと等を考慮して、10mと50m地点で調査を行うこととしています。
18	5.風況ポールが設置されていない場所においての高空飛翔種の音声調査は、樹木を使うと雑音が多くコウモリ類の音声の確認できなくなり、結果として「コウモリ類は確認できなかった」となる。従って、草地などの開けた場所で、気象観測用の10mアルミポールを用い、上空を飛翔するコウモリ類の音声を記録すること（2カ所以上）。	樹木においては樹林内及び樹幹上の飛翔状況を比較することで、樹林環境のコウモリ類が主に利用する高度を把握することが可能と考えているため、方法書に記載のとおり実施する予定です。また、当社が使用する機器はピーターソンのD500X及びD1000Xであり、現在販売されている中では高性能の機器であるため、十分使用に耐えうる仕様が確保されており、調査実績からも樹木への設置は問題ないと考えています。 草地環境については、風況観測塔において調査を行いますので、ご指摘にあるような調査は方法書に記載した内容で実施可能と考えています。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

2. その他

No.	意見	事業者の見解
19	<p>■意見書の提出方法について</p> <p>わざわざ意見を述べるのに、郵送すると費用がかかる。アセスで意見を求めているのは本件だけではなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは金銭的・時間的な負担がかかり大変迷惑だ。なぜ御社は、他の事業者のようにEメールや専用フォームで意見を受け付けけないのか？専用フォームならウィルスの心配も少ないだろう。</p>	<p>意見書の受付方法については、当社における情報セキュリティの観点からEメール等による受付は行わないこととしました。</p> <p>また、Eメールの場合、当社のセキュリティ対策の影響で正常に受信できない場合があります。この場合、当社にメールが送られたことに気づかず、結果的に意見への回答が漏れてしまう可能性がありますので、より確実な方法として、書面等郵送での方法を採用させていただきました。</p>
20	<p>■意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、記者の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>ご意見を踏まえ、意見書については原文のとおりに記載しました。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報たのはた 平成 29 年 5 月 15 日号 (おしらせ版)

たのはた

2017
5月15日号

●編集・発行：岩手県田野畑村役場政策推進課 ●〒028-0407 岩手県下閉伊郡田野畑村野畑143-1 ☎0194-34-2111

内陸部の粗大ごみを収集

内陸部の地区を対象に粗大ごみの収集を行います。申し込みのあった家庭を巡回しますので、希望する場合は、5月22日(月)までに電話で申し込んでください。

申し込みのあった物以外は収集しませんので注意してください。

- ◆収集日…5月27日(土)
- ◆対象地区…田野畑、西和野、和野、菅窪、七滝、板橋、沼袋、甲地、田代、巢合、尾肝要、萩牛、千丈、猿山
- ◆収集する物…自転車、チャイルドシートなど、指定のごみ袋に入らない大きさの物が対象
- ◆収集数…1世帯当たり3点まで
- ◆申し込み方法…氏名(世帯主)と地区名、電話番号、粗大ごみの種類と数量を申し出てください。処理量を超えた場合は、早めに締め切る場合があります
- ◆その他…粗大ごみは、収集するトラックに積みやすい場所に出しておいてください
- ◆申し込み・問い合わせ先…生活環境課 ☎34-2114 内線22)

ホテル羅賀荘で従業員を募集

ホテル羅賀荘では、次のとおり従業員(契約社員・パート)を募集します。

- ◆職種…客室清掃員
- ◆勤務時間…午前8時30分～午後5時30分(休憩時間1時間15分)
- ◆募集人数…若干名(年齢不問)
- ◆給与など…当社規定による
- ◆加入保険…雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金
- ◆応募期限…6月30日(金)
- ◆応募方法…電話で連絡してください。面接日を調整します
- ◆応募・問い合わせ先…(内陸中たのはた ☎33-2611)

風力発電事業説明会を開催

田野畑村などで日本風力開発㈱が計画している風力発電事業に関して、事業や環境影響評価に係る調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」についての説明会を開催します。

また、方法書を村役場などで縦覧します。

【説明会】

- ◆日時…6月3日(土) 午後2時～
- ◆場所…アズビィ楽習センター

【方法書の縦覧】

- ◆縦覧場所…役場窓口
- ◆期間…5月19日(金)～6月19日(月)
- ※電子縦覧ホームページ
(<http://www.jwd.co.jp/tanohata>)

◆意見書の受け付け…環境の保全の見地からの意見がある人は、意見書に住所、氏名および意見を記入のうえ、意見書箱に投函するか郵送してください。

※意見書と意見書箱は縦覧場所に設置しています

- ◆提出期限…7月3日(月)
- ◆郵送・問い合わせ先…〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目4番14号 日本風力開発㈱ ☎03-3519-7481)

警察官A採用試験を実施

- ◆受験資格…4月1日現在の年齢が33歳未満の人で、大学を卒業または卒業見込みの人
- ◆採用予定人数…男36人、女6人程度(武道採用若干名)
- ◆申込期限…6月16日(金)
- ◆その他…申し込み方法など詳しくは、問い合わせてください
- ◆問い合わせ先…岩泉警察署 ☎31-0110)

のどかな里山で春の草花観賞

体験村・たのはたネットワークでは「春の里山・花めぐりウォーク」を開催します。

やまやまに囲まれたのどかな里山風景が広がる田代地区。そこに咲く春の花を見ながらのんびりと歩きます。

- ◆日時…5月27日(土)
午前10時～正午
- ◆参加費…500円(小学生以下無料)
- ◆定員…20人
- ◆集合場所…産直プラザ尾肝要
- ◆申込期限…5月25日(木)
- ◆持ち物…水筒、雨がっぱ、歩きやすい靴
- ◆その他…ウォーキングの後は、地元自治会などによる地元特産品のお振る舞いがあります
- ◆申し込み・問い合わせ先…体験村・たのはたネットワーク ☎37-1211)

労働保険料の申告・納付は期日までに

本年度の労働保険料の申告・納付期間は、6月1日(木)～7月10日(月)となっています。

期日までに銀行または郵便局で手続きをお願いします。

◆問い合わせ先…岩手労働局総務部労働保険徴収室 ☎019-604-3003)

-16-

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報いわいずみ 平成 29 年 5 月 15 日発行 (お知らせ版)



編集・発行/岩手県岩泉町役場政策推進課★下所伊勢岩泉町岩泉字牧畑59番地57 電話0194-222-2111 FAX0194-222-3562

歯科診療所の日程表

【歯科診療所】日程が変更になる場合がありますので、事前に確認してください。

6月		
	午前	午後
1(木)	岩泉小本駅	
2(金)	釜津田	
5(月)	大牛内	有芸
7(水)	岩泉小本駅(延長)	
8(木)	岩泉小本駅	
9(金)	大川	
13(火)	安家	
14(水)	岩泉小本駅(延長)	
15(木)	岩泉小本駅	
16(金)	釜津田	
20(火)	有芸	大牛内
21(水)	岩泉小本駅(延長)	
22(木)	岩泉小本駅	
23(金)	大川	
27(火)	安家	
28(水)	岩泉小本駅(延長)	
29(木)	岩泉小本駅	
30(金)	釜津田	

- ◆受付時間…午前9時40分～11時、午後1時30分～4時、延長日は午後5時まで
- ◆申し込み…前日までに予約専用☎090-4315-2587
- ◆問い合わせ…歯科診療所 ☎22-4311、びー☎同

浄化槽の設置に補助します

【上下水道課】浄化槽を設置する人に費用の一部を補助します。30年3月初旬までに設置工事が可能な人が対象です。

- ◆補助対象地域…公共下水道の整備済み・整備予定区域を除く町内全域
- ◆補助対象…戸建て住宅、延べ面積の半分以上を居住に使っている店舗併用住宅、共同住宅
- ◆補助金額
 - ①5人槽：557,000円
 - ②7人槽：698,000円
 - ③10人槽：931,000円
- ◆その他…町水酸化促進事業費補助金は28年度で終了しました
- ◆問い合わせ…下水道室(内線212) びー☎00-0214

公共下水道に接続しませんか

【上下水道課】町では、快適な生活環境と河川などの水質悪化を防止するため、公共下水道への接続を推進しています。接続する前に上下水道課に申請してください。

- ◆対象地域…公共下水道の排水区域
- ◆注意事項…工事は、町が指定する「岩泉町排水設備工事指定店」でなければ、施工できません
- ◆その他…町水酸化促進事業費補助金は28年度で終了しました
- ◆問い合わせ…下水道室(内線212) びー☎00-0214

児童相談所の巡回相談

【保健福祉課】子どもの言葉の遅れや行動などの相談を専門スタッフが受けます。

- ◆日時…6月12日(月)午前10時～午後3時
- ◆場所…町保健センター
- ◆申し込み…5月31日(水)までに電話予約
- ◆問い合わせ…社会福祉室(内線233) びー☎00-0233

森林の伐採などは手続きが必要

【農林水産課】森林を伐採、開発する場合は、事前に届け出や許可申請の手続きが必要です。

- ◆問い合わせ…林業水産室(内線533) びー☎00-0533
沿岸広域振興局林務室 ☎0193-64-2215



風力発電事業の方法書を縦覧

【政策推進課】日本風力開発㈱が町と田野畑村・普代村にまたがる山間部で計画している「(仮称)田野畑風力発電事業」について、環境影響評価方法書の縦覧と意見の受け付け、説明会を行います。

- ◆縦覧期間…5月19日(金)～6月19日(月)
- ◆意見書の受付期間…5月19日(金)～7月3日(月)
- ◆縦覧・意見の受付場所…政策推進課
- ◆説明会の日時…6月2日(金)午後6時
- ◆説明会の場所…町民会館
- ◆問い合わせ…日本風力開発㈱ ☎03-3519-7481
政策推進室(内線405) びー☎00-0405

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報ふだい 平成 29 年 5 月号 (No.660)

ふるさと応援寄付金
(4月1日～4月30日分、27人)

これまでの合計額 **28,559,503円**

戸籍の窓

4月分(敬称略・順不同)

お誕生おめでとう (2人)

泉川 梓苒(隼・葵) 芦 渡
太田 あこ(旭・千穂) 太田名部

ご結婚おめでとう (0組)

お悔やみ申し上げます (1人)

鎌倉ミチエ 堀 内 83歳

交通安全対策情報

■村内の交通事故《4月》

人身事故 1件(1件)
物損事故 7件(17件)

※()内は1月からの累計

■救急車の出動件数《4月》9件

■飲酒運転検挙状況(飲酒運転検挙者数)

県内33市町村中ワースト順位…19位
(平成29年3月31日現在)

村内の検挙者数《3月》0人(0人)

県内の検挙者数《3月》21人(69人)

※()内は1月からの累計

くらしの情報

ご存じですか!

風力発電説明会などの開催

普代村、田野畑村、岩泉町で日本風力開発株式会社が計画している風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測、評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を次のとおり覧覧します。また事業及び方法書の内容についての説明会を次のとおり開催します。

▶縦覧場所…役場2階政策推進室※土日祝日を除く開庁時

▶縦覧期間…平成29年5月19日(金)～平成29年6月19日(月)

●環境影響評価方法書に関する説明会
▶日時…平成29年6月3日(土) 18:30～※1時間半程度

▶場所…自然休養村管理センター
お問い合わせは日本風力開発株式会社(☎03-3519-7481)まで。

救命講習を開催します

久慈広域連合消防本部では、地域住民の応急手当に関する知識や技術の普及を目的に、平成29年度の第1回救命講習会を次のとおり開催します。

▶日時…6月4日(日)9:00～

▶場所…久慈市防災センター

▶対象…中学生以上30人

▶申込期間…5月8日(月)～6月2日(金)

受講料は無料。お申し込みやお問い合わせは久慈広域連合消防本部消防課消防係(☎0194-53-0119)まで。

森林の土地取得届け出制度

森林の所有者が分からないと①行政が森林所有者に対して助言などできない②事業者が間伐などをする場合に所有者に働きかけて森林を業約化し効率を上げられないことから森林法に基づく森林の土地取得に関わる届け出制度が創設されました。

売買契約や相続、贈与などで森林の土地を取得した場合、役場などに森林の土地の所有者届け出が必要です。詳しくは役場農林商工課(☎35-2115)まで。

出前無料労働相談会を開催

職場のトラブルで悩んでいませんか?労働者と使用者との間のさまざまな問題について岩手県労働委員会の委員が相談に応じます。事前予約の上ご利用ください。

▶日時…平成29年6月25日(日) 13:00～16:00

▶場所…久慈地区合同庁舎
お問い合わせや予約などは県労働委員会事務局(☎0120-610-797)までご連絡ください。

補装具などの巡回相談

義肢や装具などの購入や装具の適合を判定する巡回相談を次のとおり実施します。

▶日時…平成29年6月30日(金) 11:00～14:00

▶場所…元気の泉
参加には予約が必要です。申し込みやお問い合わせは役場住民福祉課(☎35-2113)まで。

塗 装

茂石総業 代表 茂石祐次 ☎35-2933

使い捨てコンタクトレンズ 販売中


お電話でご注文
いただけます。

ハズキルーペ販売しています!!

株式会社 まつば時計店 ☎35-2276

インターネットによる「お知らせ」

(岩手県のウェブサイト)

岩手県 Iwate Prefecture  文字サイズの変更 最小 標準 最大 サイト内検索 入力 検索

■ 配色の変更 ■ 音声読み上げ ■ サイトマップ ■ Foreign Language

トップページ | 震災復興 | 暮らし・環境 | 産業・雇用 | 県土づくり | 教育・文化 | 県政情報

現在の位置: トップページ > 暮らし・環境 > 環境 > 環境保全 > 環境影響評価手続状況 > 「(仮称)田野畑風力発電事業環境影響評価方法書」の概要について

暮らし・環境

環境

- 環境保全
 - 産業・水資源
 - 大気(固定燃焼、アスベスト対策など)
 - 水質(公用水質、地下水、土質、水生生物調査)
 - 騒音・振動・臭気
 - 化学物質(PCB、ダイオキシン、フロン、ホルムアルデヒド等)
 - 公害環境
 - 環境モニタリング
 - 放射能・放射線
 - 環境影響評価
 - 環境影響評価手続状況
 - その他(情報公開、条例、アンケート、環境計画と関係)

「(仮称)田野畑風力発電事業環境影響評価方法書」の概要について

ID番号: N23413 更新日: 平成29年3月19日

「(仮称)田野畑風力発電事業環境影響評価方法書」の概要について

選定事業について、下記のとおり回答の概要を行っています。

実施事業者
日本風力開発株式会社

選定場所
岩手県北上市春城町政策推進課
田野畑村役場(階窓口)

審判付役場・審判所政策推進室
岩手県東北広域振興局(久慈地区合同庁舎)階受付
岩手県北上市広域振興局経営企画部 宮古地域振興センター階

選定期間
平成29年3月19日(金)～平成29年6月19日(月)

選定時間
いずれも、土・日・祝日を除く、開庁時

その他
下記のリンクからも、回答をご覧いただけます。
<http://www.iwd.co.jp/iaweb/ta>

このページに関するお問い合わせ

環境生活部 環境保全課 環境影響評価・土地利用担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
電話番号:019-629-5269 ファクス番号:019-629-5164
お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

このページのトップへ戻る

前のページへ戻る | トップページへ戻る | 表示 | PC | スマートフォン


個人情報保護方針 | ウェブアクセシビリティ | サイトの利用ガイド | サイトについて

岩手県庁 〒020-8570 岩手県盛岡市南1-10-1 電話番号:019-651-3111(総合案内)

Copyright © Iwate Prefecture Government. All Rights Reserved.

(田野畑村のウェブサイト)

[言語を選択](#) | [ご利用案内](#) | [背景色](#) | [白](#) | [黒](#) | [文字の大きさ](#) | [ふりがなをつける](#) | [よみかた](#) | [文字サイズ](#) | [小さく](#) | [標準](#) | [大きく](#)



岩手県
田野畑村
Tanohata

[サイト内検索](#)
[トップから探す](#) | [お問い合わせ](#) | [サイトマップ](#)

[ホーム](#) | [村の概要](#) | [生活情報](#) | [ライフイベント](#) | [行政情報](#) | [観光情報](#) | [防災](#)

[TOP > 組織 > 政策推進課](#)
[TOP > 分野 > 各種からのお知らせ](#)

「(仮称)田野畑風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧について

2017年5月24日

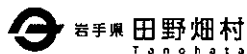
- ◆縦覧期間…5月19日(金)から6月19日(月)まで(土・日・祝日を除く関係時)
- ◆閲覧用紙の記入…環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください
- ◆意見書の受け付け…「(仮称)田野畑風力発電事業に係る環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記宛先までご郵送ください。
- ◆受付期間…5月19日(金)から7月3日(月)まで(郵送の場合は7月3日(月)消印有効)
 - ・郵送の場合
 - 宛先：〒105-0003東京都港区西新橋一丁目4番14号
 - 日本風力開発株式会社 開発本部 長谷川 宛
- 記載事項
 - ①住所・氏名(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - ②方法書について、環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください)
- ◆問い合わせ先…日本風力開発株式会社 開発本部担当名：長谷川、牧山
 - 電話番号：03-3519-7481(土・日・祝日を除く、午前9時30分から午後5時30分まで)
 - ※方法書及び要約書は、日本風力開発株式会社のホームページでも公表しています。 <http://www.iwd.co.jp/tanohata>
 - ※閲覧に際しては、方法書及び要約書への記入、コピー及び写真撮影は不可です。

関連記事

- ・ [「\(仮称\)田野畑風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」の縦覧について](#)

[戻る](#)

| [ご意見箱](#) | [アクセス](#) | [リンク](#) | [サイトマップ](#) | [プライバシーポリシー](#) |



田野畑村役場 〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑143-1 TEL 0194-34-2111 FAX 0194-34-2632
Copyright © 2015 Tanohata Village.

(岩泉町のウェブサイト)



森と水のシンボル 岩泉
 (岩泉町は豊かな自然と清らかな水に恵まれた美しい町です)

検索

[サイトマップ](#)
[お問合せ](#)
[ホーム](#)
[町民の皆様へ](#)
[事業者の方へ](#)
[観光情報](#)
[TOP](#) > [カテゴリ](#) > [属性](#) > [暮らしのガイド](#) > 環境

「(仮称) 田野畑風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

公開日 2017年05月19日
 最終更新日 2017年05月19日

日本風力開発(株)が、岩泉町と田野畑村・菅代村にまたがる山間部において計画している「(仮称) 田野畑風力発電事業」に就いて、環境影響評価に係る調査・予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧と説明会を行います。

○ 縦覧書類

(仮称) 田野畑風力発電事業 環境影響評価方法書

○ 縦覧場所

岩泉町役場 4階 政策推進課

○ 電子縦覧

<http://www.jwd.co.jp/tanohata> (日本風力開発(株)ホームページ)

○ 縦覧期間

平成29年5月19日(金)～平成29年6月19日(月)
 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝祭日を除く)

○ 意見書の受付

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に氏名・住所及び意見をご記入のうえ、意見書箱にご投入いただくか、日本風力開発(株)までご連絡ください。

※締切日：平成29年7月3日(月) (当日消印有効)

※意見書及び意見書箱は、縦覧場所に設置しています。

○ 「環境影響評価方法書」に関する説明会

日時：平成29年6月2日(金) 午後6時～
 場所：岩泉町会館 会議室

○ お問い合わせ先

日本風力開発株式会社 (担当：奥谷川、牧山)
 〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目4番14号
 TEL：03-3519-7481 (直通)

お問い合わせ

政策推進課 政策推進室
 住所：〒027-0595 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字畑59番地5 本庁舎4階
 TEL：0194-22-2111 (内線：406)

戻る

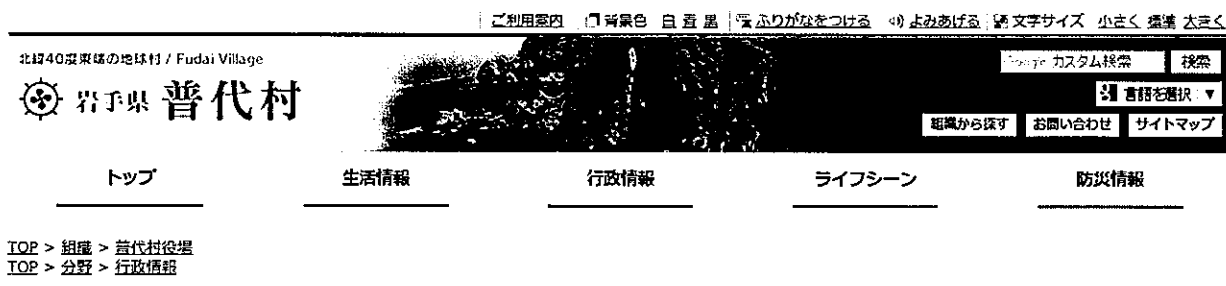
[個人情報取り扱いについて](#)
[リンク](#)・[著作権](#)

[岩泉町役場](#)
[岩泉町へのアクセス](#)
[メールでのお問い合わせ](#)

〒027-0595 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字畑59番地5 代表電話：0194-22-2111
 開庁時間：午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

© 2015 Iwazumi Town

(普代村のウェブサイト)



「(仮称) 田野畑風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

2017年5月25日

(仮称) 田野畑風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧を次のとおり行います。

1 縦覧期間及び時間

平成29年5月19日(金)から平成29年6月19日(月) 8時30分から17時15分まで

(土・日・祝日を除く開庁時)

2 縦覧場所

普代村役場 2階 政策推進室

3 閲覧用紙の記入

環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4 意見書の受付

「(仮称) 田野畑風力発電事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函いただくか、下記宛先までご郵送ください。

受付期間：平成29年5月19日(金)から平成29年7月3日(月)まで

(郵送の場合は7月3日(月)消印有効)

郵送の場合

宛先：〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目4番14号

日本風力発電株式会社 開発本部 長谷川 宛て

○記載事項

- ①住所、氏名(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②方法書について、環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください)

5 お問い合わせ

日本風力開発株式会社 開発本部

担当者名：長谷川、牧山

(日本風力開発株式会社 環境影響評価ウェブサイト)



・サイトマップ ・ English

企業情報

事業案内

国内外の風力発電所・拠点

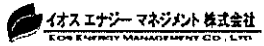
風力発電について

よくあるご質問

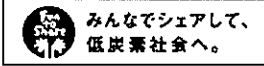
日本風力開発株式会社HOME > 事業案内 > 電子経営

事業案内
Business guidance

- ビジネスフィールド
- 電子経営



グリーンエネルギーポータルサイト



事業案内
Business guidance



(仮称)田野畑風力発電事業に係る環境影響評価方法書

(仮称)田野畑風力発電事業に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」)方法書及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法第7条の第1項の規定に基づき公表します。

方法書及び要約書は平成29年6月19日(月)まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※本方法書及び要約書は、Internet Explorer及びAdobe Acrobat製品(正規品)でのみウェブ上で閲覧可能となっておりますので、ご注意ください。

はじめに
表紙と目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周目の概況

3.1 自然的状況

3.2 社会的状況

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の概要

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

要約書

(問い合わせ先)

日本風力開発株式会社 電話 03-3519-7481 (平日9時30分~17時30分)

担当:長谷川・牧山

[☐ このページの先へ](#)

(仮称) 田野畑風力発電事業環境影響評価方法書に対する委員からの
事前質問・意見及び事業者回答

【1】

《方法書》 p2. 2-1 (p3)

発電出力の最大を 90,000kW、発電機の基数を 25 基としているが、予測・評価段階で設置箇所の見直しがあれば、基数が減ることもあってよいとお教えいただきたい。

(齊藤 貢委員)

【回答】

方法書に示した風力発電機の基数は 3,600kW 級の風力発電機の設置を前提として最大数を設置する計画であり、今後の設計により基数が変更となる可能性もあります。

【2】

《方法書》 p3. 1-10 (p28)

第 3.1-8 表について、久慈市八日町測定局では光化学オキシダントの測定を行っておらず、宮古市横町測定局では微小粒子状物質及び光化学オキシダントの測定を行っているので、表中の記載に誤りがあるので修正いただきたい。

(沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター)

【回答】

誤記について申し訳ありません。準備書段階では適切に修正します。

【3】

《方法書》 p3. 1-30~p3. 1-67 (p48~85)

付近に希少な動植物が確認されているため、影響がないように配慮すること。また、付近に希少な鳥類が確認されており、営巣地が存在している可能性があるため、影響がないように配慮するとともに、繁殖期間中の施工は自粛をお願いしたい。

(沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター)

【回答】

御指摘の内容、現地調査結果及び有識者へのヒアリング結果等を踏まえ、影響の低減を図ってまいります。また、希少な鳥類の営巣地が近くに存在する場合には、繁殖期の工事規模の調整等の環境保全措置を検討します。

【4】

《方法書》 p3. 1-30~p3. 1-67, p6. 2-2, p7. 2-1~p7. 2-28 (p48~p85, p246, p332~p359)

開発予定区域内は、希少な植物、哺乳類の生息が確認されていることから、専門家等の意見を踏まえた上で、十分な対策を講ずるよう検討すること。

(自然保護課)

【回答】

御指摘を踏まえ、今後の現地調査及び有識者へのヒアリング結果を踏まえ、環境保全措置を検討します。

【5】

《方法書》 p3. 1-66, p3. 2-16, p3. 2-72 (p84, p110, p166)

西側の区域の北側に水源かん養保安林が存在しており、その東西に水道水源が分布しています。

風車を設置するための保安林の伐採などがこれらの水道水源の水質や水量に及ぼす影響を予測・評価し、影響が生じると評価される場合は、事業実施区域の見直しを検討していただきたい。
(伊藤 歩委員)

【回答】

改変に伴い発生する濁水に関する水質の予測については既存の知見を参考に、「改変区域から流出した濁水が土壌に浸透するまでの距離を推定する」手法で行います。

水道水源の存在する河川については、その周辺において水質を測定しており、仮に前述の予測において濁水が河川へ到達すると予測された場合には、濁水が流入した際の河川の濁りの変化の程度を定量的に算出し、水道水源となる河川の水質への影響を予測及び評価します。影響が生じると評価される場合には事業実施区域の見直しを検討致します。

御質問の水量の変化（水源涵養保安林の機能の変化）については、明示的な手法が無いため定量的に予測する事が困難と考えていますが、可能な限り改変面積を低減する等の環境保全措置を講じることで、影響の低減を図ります。

また、保安林内での開発については、保安林制度の一環で指定解除または行為制限等の判断が行われます。そのため、森林管理署等の関係機関との協議を行い、関係機関の要望等を踏まえながら保安林の機能維持に支障を及ぼさないような計画を検討して参ります。ただし、指定解除や行為制限等の具体の計画に直結する協議については、準備書に対する経済産業大臣勸告が発出され、事業計画が概ね固まった段階である事が求められるため、準備書の届出段階では事前相談までの対応となります。

【6】

《方法書》 p3. 2-23~p3. 2-24 (p117~p118)

第 3. 2-10 図を見ると、東西にある本対象事業実施区域の間が三陸沿岸道路建設中とある。本事業の工事工程と三陸沿岸道路建設工事の工程が重なることはあるのかお教えいただきたい。

また、もし重なった場合、環境影響についてどのように評価するか考えを聞かせていただきたい。
(齊藤 貢委員)

【回答】

現段階での三陸沿岸道路の開通見通しとしては、尾肝要～普代の区間、田野畑南～尾肝要の区間共に平成 32 年度となっております。本件の工事着工予定時期が平成 32 年であるため工事期間の重複の可能性はあります。

「国土交通省東北地方整備局 三陸国道事務所」に事業計画について聴取を行ったところ、三陸沿岸道路工事のピークは今年（平成 29 年）から来年（平成 30 年）あたりになることから、本事業の工事着工時期である平成 32 年度における「三陸沿岸道路」の建設については舗装レベルの工事であり、主だった工期が被ることはないとの見解をいただきました。

また、平成 32 年度の詳細な工事計画はない為、開示できないと国土交通省 東北地方整備局 三陸国道事務所より回答頂いており、累積的影響を正確に把握することは難しいと考えております。

【7】

《方法書》 p3. 2-25～p3. 2-27 (p119～p121)

第 3. 2-11 図を見ると、東西にある本対象事業実施区域の間に配慮すべき施設や多くの住居が存在している。風力発電機に挟まれた地域の環境影響について評価した事例があるかどうかを調査していただき、丁寧な予測・評価を実施していただきたい。(齊藤 貢委員)

【回答】

御指摘を踏まえ、丁寧に対応して参ります。

【8】

《方法書》 p3. 2-54 (p148)

第 3. 2-40 表(1)の特定有害物質の種類「クロロエチレン(別名塩化ビニル及び塩化ビニルモノマー)」は、正しくは「クロロエチレン」であるので修正いただきたい。

なお、第 3. 2-29 表及び第 3. 2-30 表は「クロロエチレン(別名塩化ビニル及び塩化ビニルモノマー)」で良い。(沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター)

【回答】

記載について、準備書において適切に修正します。

【9】

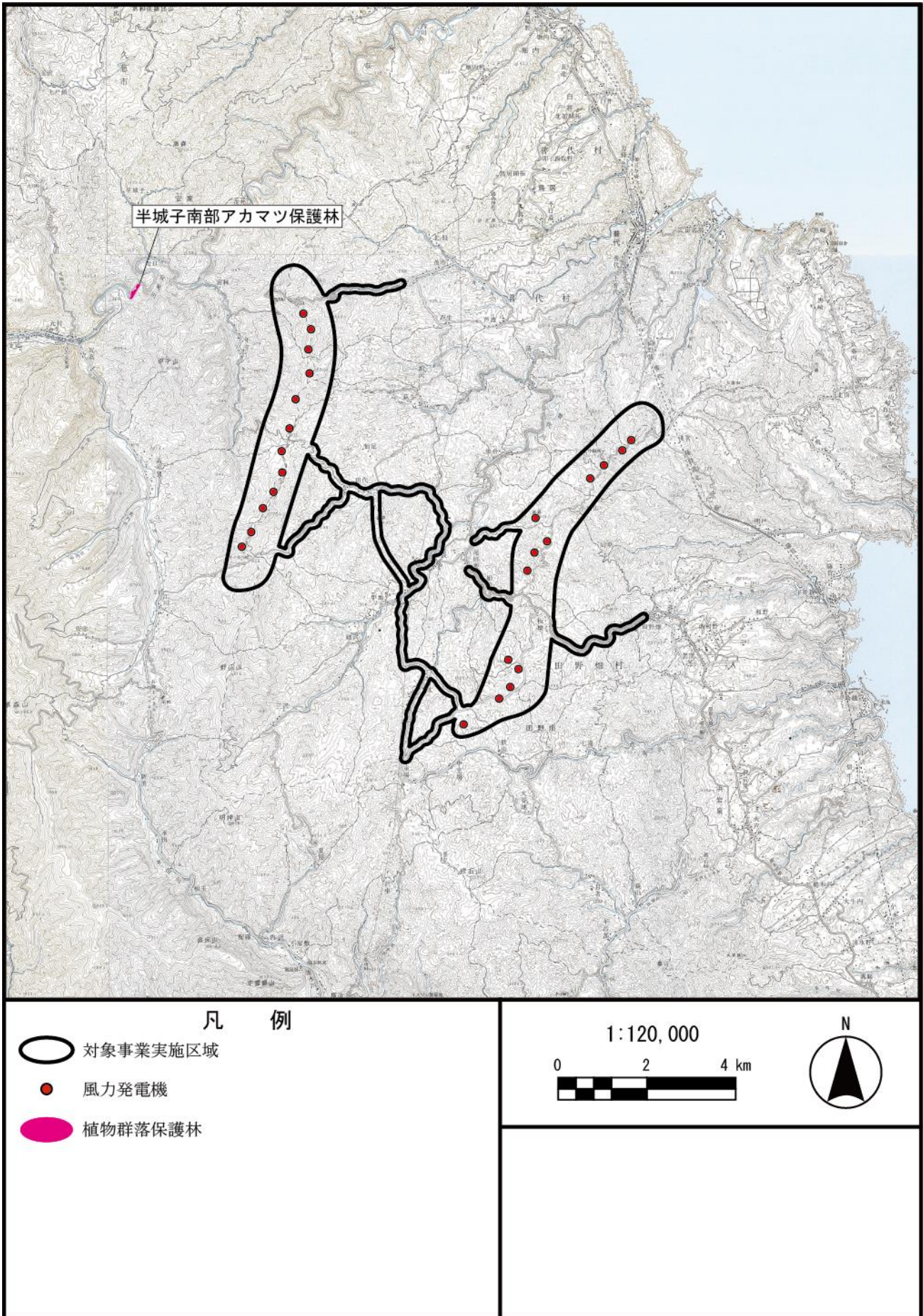
《方法書》 p3. 2-60～p3. 2-74 (p154～p168)

「2. 自然関係法令等」のところで、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づく緑の回廊及び保護林について言及されていないが、対象事業実施区域及びその周囲には、緑の回廊及び保護林は存在しないのかお教えいただきたい。(佐藤 久美子委員)

【回答】

対象事業実施区域及びその周囲には、緑の回廊は存在しませんが、周辺区域においてアカマツの保護林は存在します。

保護林の位置を別添資料 Q9 に示します。



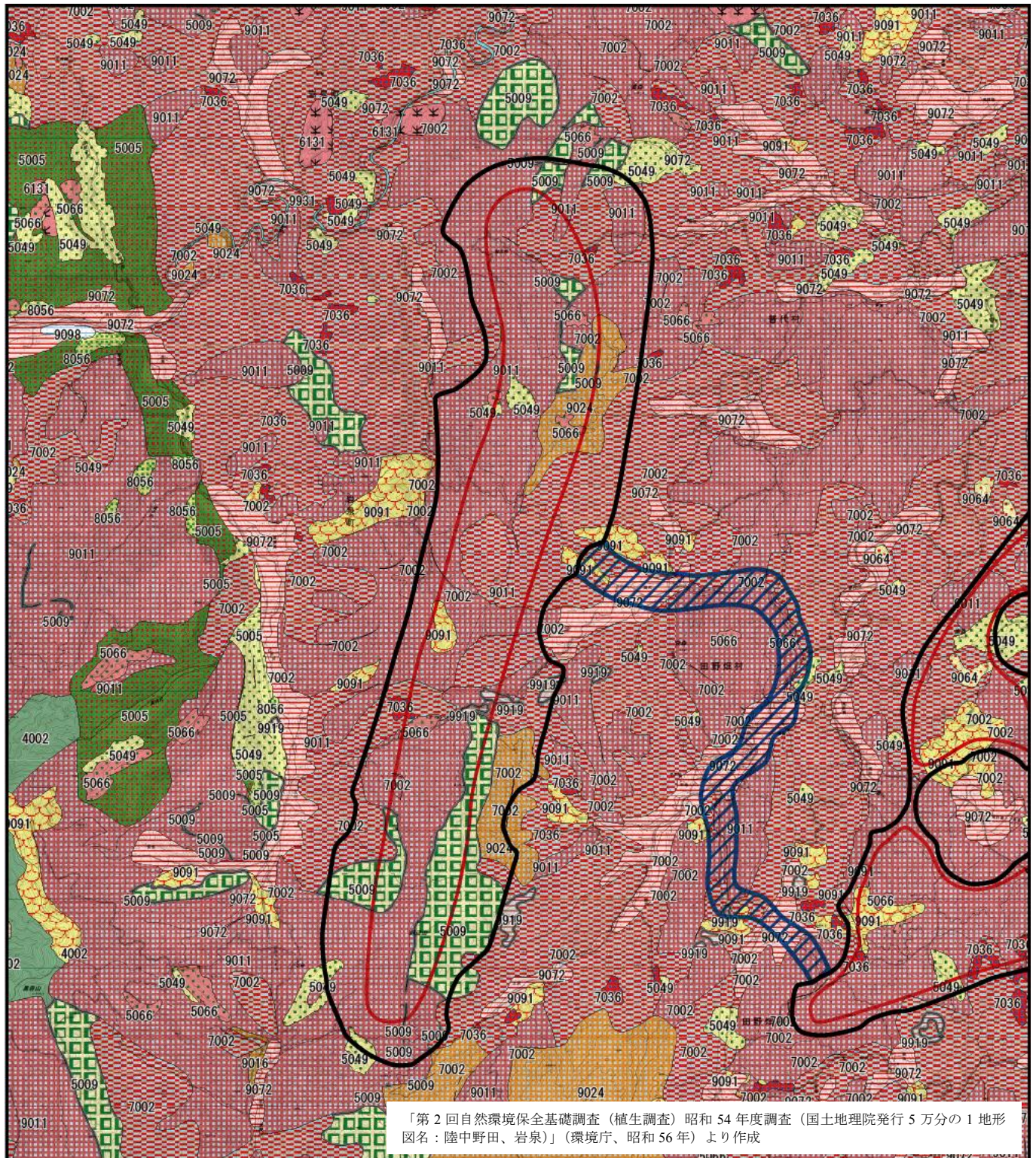
【10】

《方法書》 p4. 3-18~p4. 3-19 (p194~p195)

第 4.3-3 図「現存植生図」が細かく分かりにくいので、拡大した図面を提供していただき
い。 (鈴木 まほろ委員)

【回答】

拡大図を別添資料 Q10 に示します。

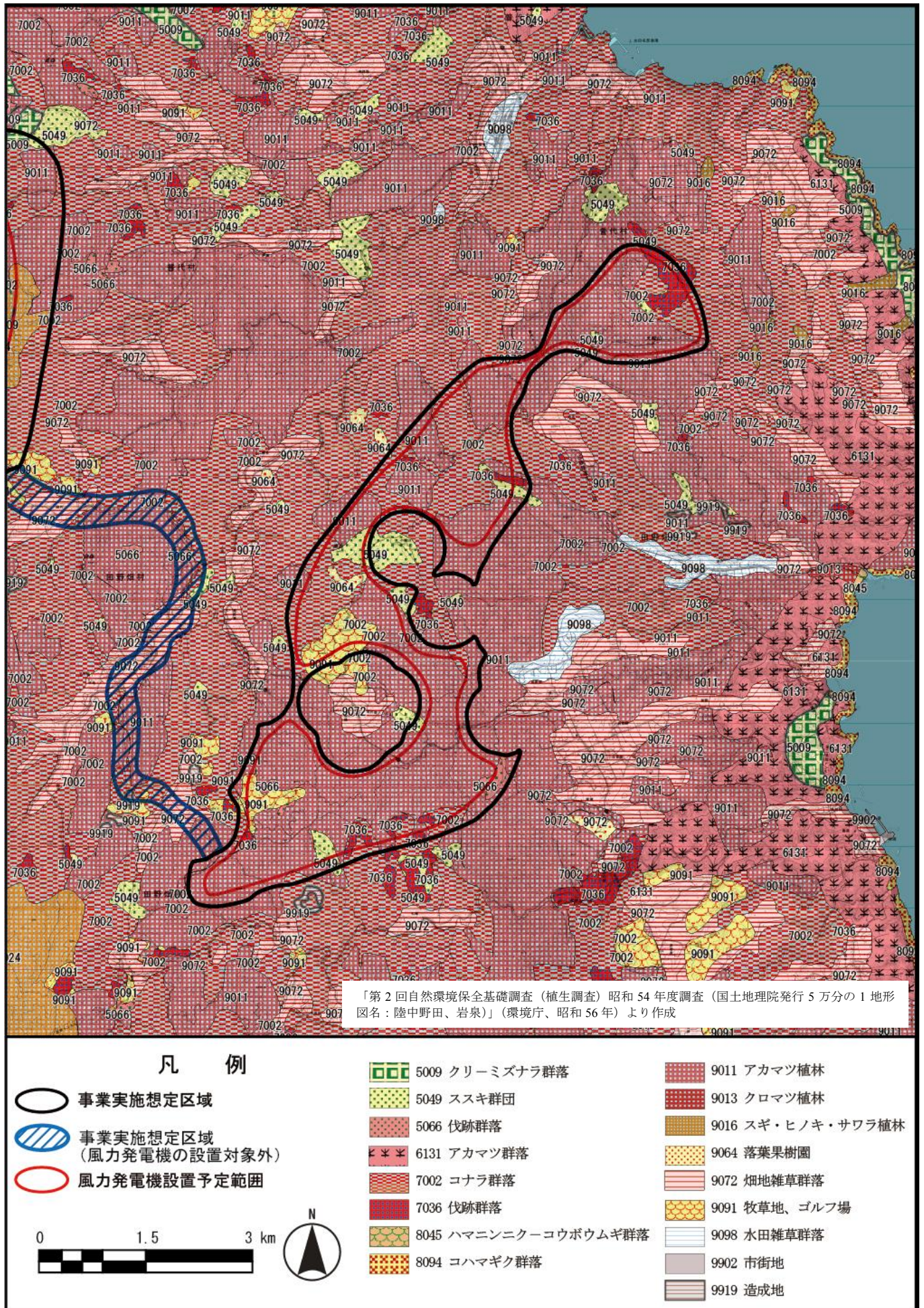


「第2回自然環境保全基礎調査(植生調査)昭和54年度調査(国土地理院発行5万分の1地形図名:陸中野田、岩泉)」(環境庁、昭和56年)より作成

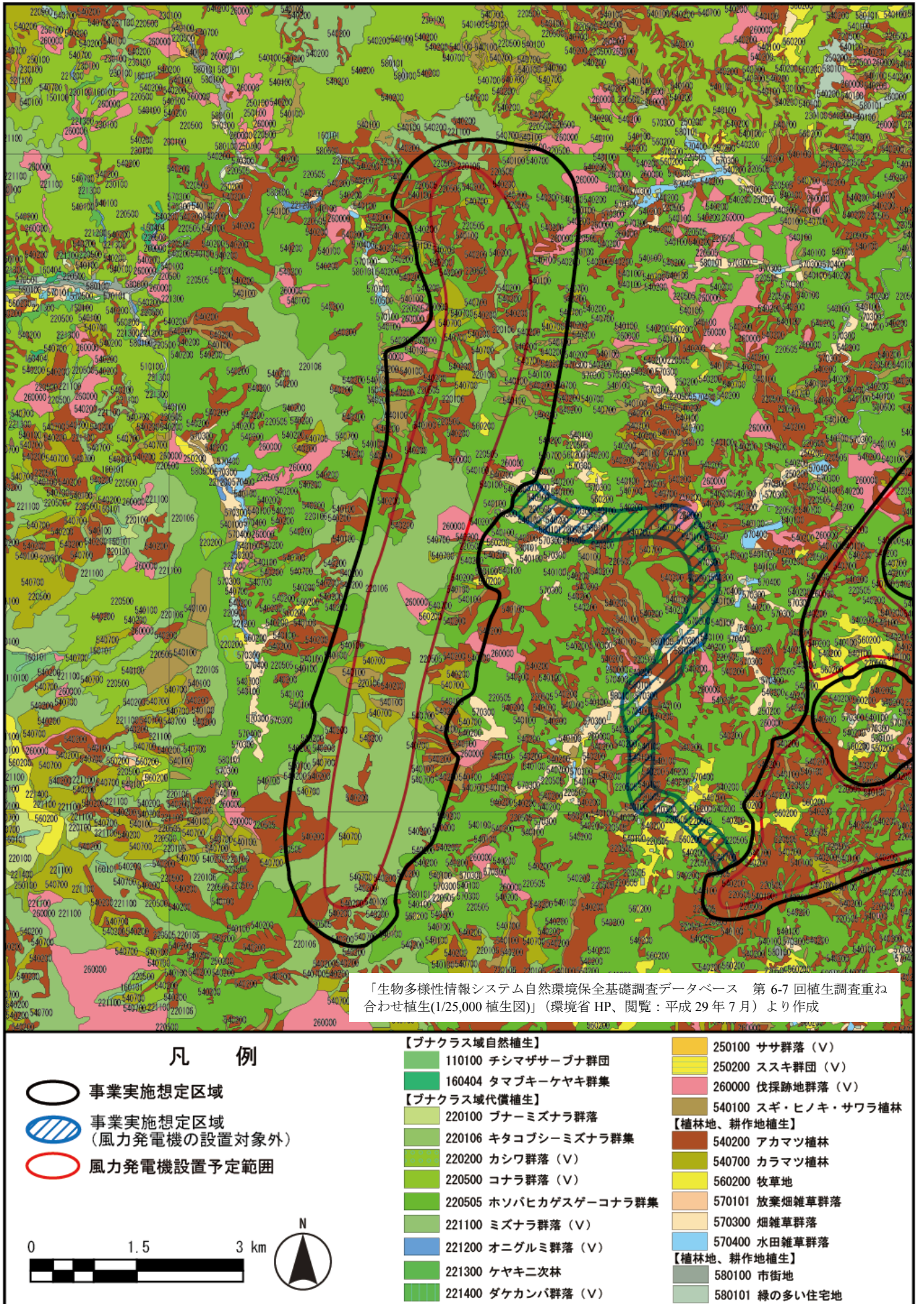
凡 例

- | | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  事業実施想定区域 |  4002 チシマザサ-ブナ群団 |  9011 アカマツ植林 |
|  事業実施想定区域
(風力発電機の設置対象外) |  5005 カシワ-ミズナラ群落 |  9016 スギ・ヒノキ・サワラ植林 |
|  風力発電機設置予定範囲 |  5009 クリーミズナラ群落 |  9024 カラマツ植林 |
| |  5049 ススキ群団 |  9931 開放水域 |
| |  6131 アカマツ群落 |  9064 落葉果樹園 |
| |  7002 コナラ群落 |  9072 畑地雑草群落 |
| |  7036 伐跡群落 |  9091 牧草地、ゴルフ場 |
| |  8056 石灰岩地植物群落 |  9098 水田雑草群落 |
| | |  9919 造成地 |

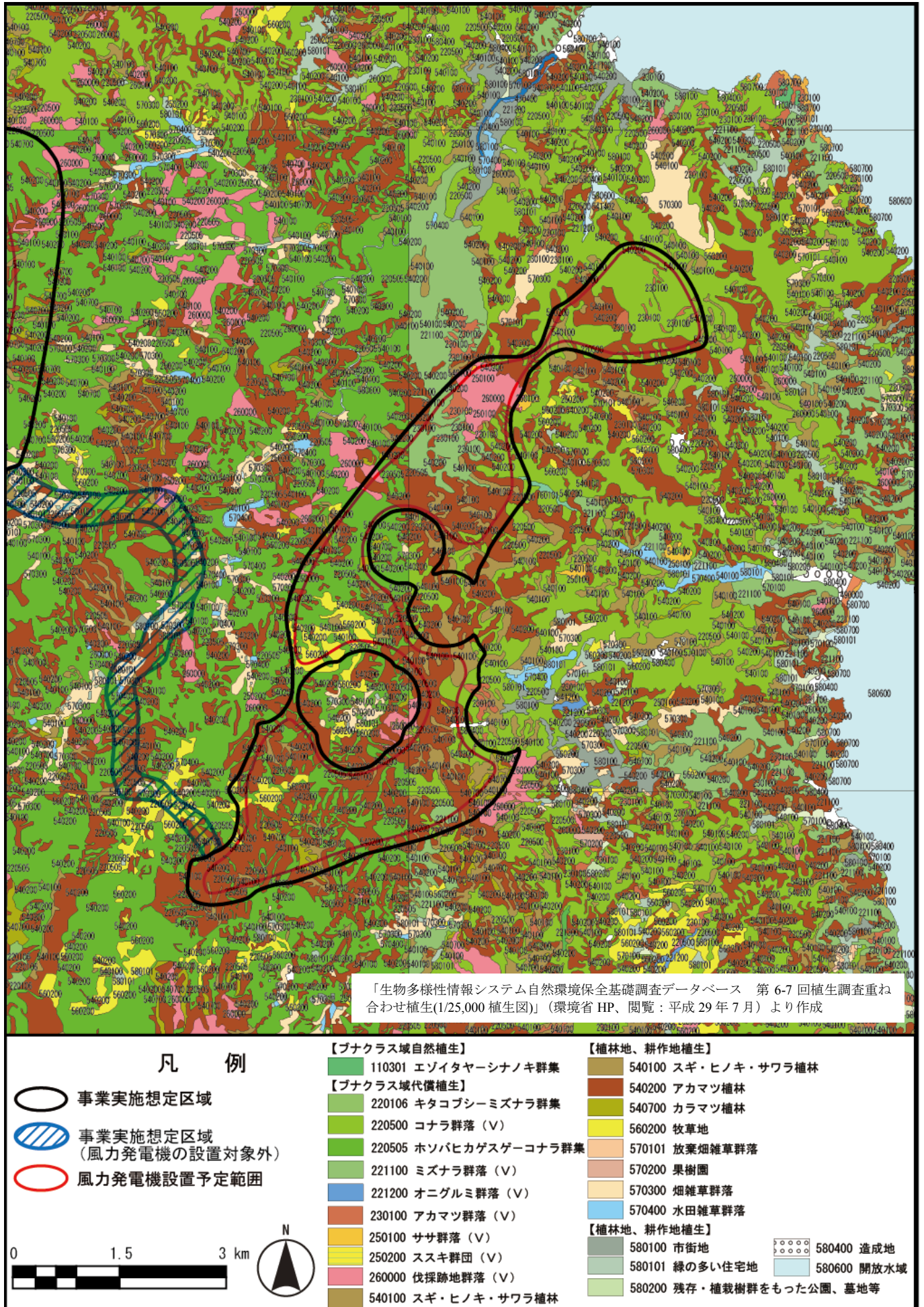
第 4.3-3 図(1)-1 文献その他資料による現存植生図と事業実施想定区域 (西側)



第4.3-3 図(1)-2 文献その他資料による現存植生図と事業実施想定区域（東側）



第 4.3-3 図(2)-1 文献その他資料による現存植生図と事業実施想定区域 (西側)



第 4.3-3 図(2)-2 文献その他資料による現存植生図と事業実施想定区域 (東側)

【11】

《方法書》 p4. 3-39～p4. 3-47 (p215～p223)

事業実施想定区域は岩手県景観計画区域です。一般地域の農山漁村景観地区に指定されており、岩手県景観計画で定める景観形成基準への適合に努めることが必要です。

また、景観法第16条第1項に基づく届出が必要です。 (都市計画課)

【回答】

ご指摘のとおり、岩手県景観計画で定める景観形成基準への適合に努めるとともに、景観法第16条第1項に基づく届出を行います。

【12】

《方法書》 p6. 2-10～p6. 2-11 (p254～p255)

大気質（窒素酸化物及び粉じん）調査の一般環境調査地点の選定（第 6.2-1 図(1)からは沿道のように見える）について、道路沿道調査地点との違いがわかるように詳しく説明していただきたい。 (齊藤 貢委員)

【回答】

調査地点の設定について、一般環境地点では特定発生源の影響を受けないような地点において、広く一般的な環境を代表できる場所、沿道環境地点では車両からの影響を把握する地点として設定しており、道路からの離隔を取って機器を設置しています。

【13】

《方法書》 p6. 2-30～p6. 2-33 (p274～p277)

事業実施区域およびその周辺には、多様なコウモリ類が生息すると思われれます。特に、ヤマコウモリ、ヒナコウモリ類は風力発電機との衝突（バットストライク）が国内でも報告されており、本事業においても、バットストライクは現実的なリスクであると認識し、そのリスクを評価し、緩和策を検討できるような調査を実施する必要があると考えるが、見解を伺いたい。

また、調査項目自体は妥当なものであると考えますが、どの程度の調査努力を払うのかが明示されていません。コウモリの捕獲調査は一季何日行う予定なのか、高度別飛翔状況調査はどのくらいの期間行う予定なのか、お教えいただきたい。

夏後期から秋にかけてコウモリの移動が盛んになると言われていますが、具体的な日程を予測することは困難ですので、飛翔状況調査はできる限り長期間実施する必要があります。

また、春はコウモリの捕獲調査を行わない予定になっていますが、春も調査を行うべきであると考えますが、見解を伺いたい。

なお、コウモリ調査の際には、コウモリが確認されたときの風速・風向、天気、月齢なども合わせて記録していただきたい。これらの情報は、稼働後にバットストライクの発生により何らかの対処（カットイン速度の変更など）が必要となったときに、有益な情報となるものと期待されるが、見解を伺いたい。
(島田 卓哉委員)

【回答】

風力発電機へのバットストライクについては、国内での知見が少ないことから有効な対策が確立されていないものと考えます。本事業では、任意観察調査（サーチライトによる調査を含む）、捕獲調査、高高度の飛翔状況調査を実施することで、対象事業実施区域及びその周囲の状況を把握し、可能な限り低減策を検討いたします。

コウモリ類の捕獲調査は、一季あたり3日程度の実施となります。捕獲調査地点は6地点とし、1晩で2地点を実施しております。高高度の飛翔状況調査は、6月、8月、9月の各月1回として、1週間の連続したデータを取得予定であり、コウモリの飛翔が増えると考えられる時期として、夏季（初夏及び盛夏）、秋季に回調査することとしました。ご指摘の春季については、コウモリの飛翔が6～9月に比べて相対的に少ない時期と考えており、初夏の調査を行うことで、可能な限り多くの種を把握できるよう調査時期を設定しました。

現在、風況観測塔が3箇所に設置されているため、それぞれに設置いたします。

(観測塔設置位置は補足説明資料のp15を参照ください)

調査時期については、6月から8月の繁殖期、9月の渡り時期として設定をしております。活動が活発になる時期に調査することにより、高高度の飛翔状況調査や捕獲調査により種の把握に努めることを目的としております。

なお、コウモリ類の調査時には、風速・風向、天気、月齢を記録いたします。

【13】

《方法書》 p6. 2-33 (p277)

コウモリ調査に使用する風況観測塔は、何台なのかお教えいただきたい。

また、高所のコウモリ飛翔記録を得た後に、コウモリの風車衝突回避を図る方法やプロセスを説明いただきたい。
(由井 正敏委員)

【回答】

現在、風況観測塔が3箇所を設置されているため、それぞれに設置いたします。

コウモリ類の高高度の飛翔状況調査においては、記録された周波数帯（20kHz、50kHz、100kHz）ごとに出現回数を取りまとめ、日別の風速ごとの飛翔頻度や出現時間などから衝突を可能な限り回避できるような保全策があるかどうかを検討いたします。また、サーチライトにより記録されたデータから、一定範囲の生息密度を算出し、衝突回避といった保全策を検討する上で基礎資料となるデータを得ることを予定しております。

【14】

《方法書》 p6. 2-43 (p287)

希少猛禽類調査地点から可視できる範囲を、図で示していただきたい。

(由井 正敏委員)

【回答】

猛禽類調査地点からの視野範囲を別添資料 Q14 に示します。

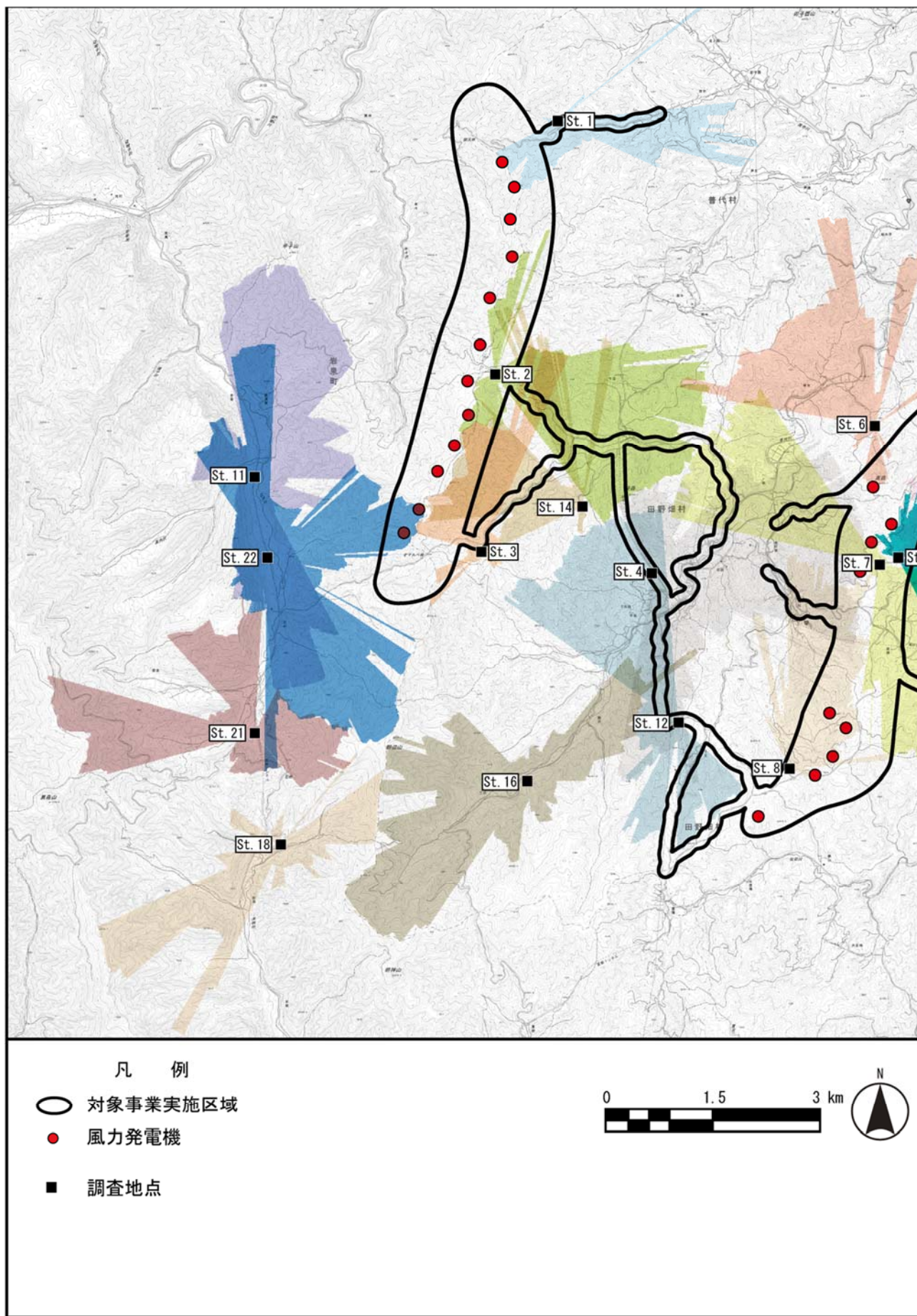


図 猛禽類調査地点の視野図（対象事業実施区域西側エリア）

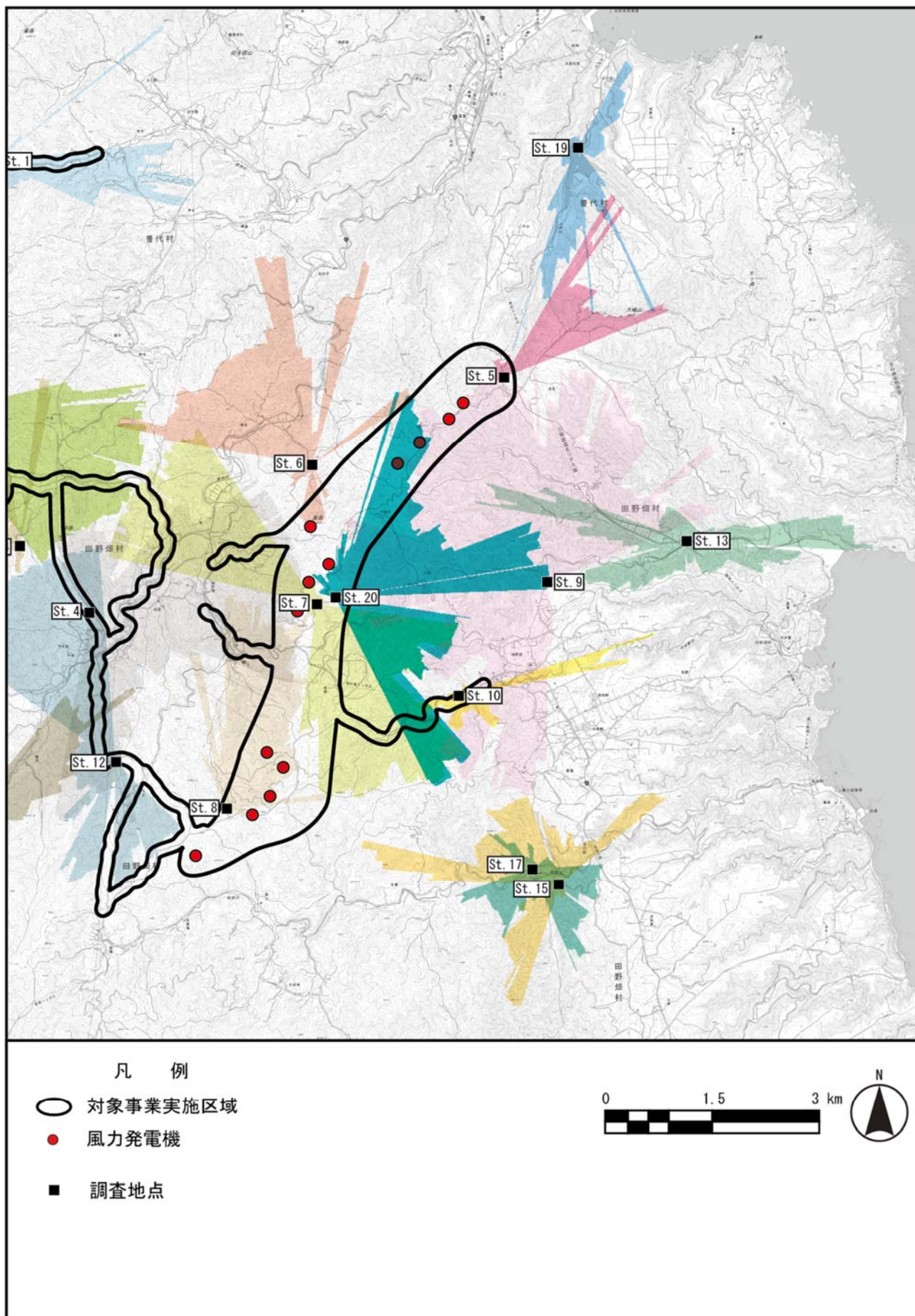


図 猛禽類調査地点の視野図（対象事業実施区域東側エリア）

【15】

《方法書》 p6. 2-50 (p294)

典型性の注目種としてタヌキを扱っているのですが、バードストライクやバッドストライクの実態を事後調査するに当たり、死骸を食べるタヌキが風車に寄ってきているか否かを把握する必要があります。

そのため、事前と事後で同じ方法で風車周辺のタヌキの痕跡等を定量的に調査したほうがよいと考えられるが、事業者の見解を伺いたい。(由井 正敏委員)

【回答】

典型性の注目種としてタヌキを選定しておりますが、風力発電機設置予定位置西側の尾根部については、林道が整備されておらず、伐採等も予定されていないため、現状では死骸を食べるタヌキ等の哺乳類を定量的に調査することは非常に難しい状況であると考えます。

ただし、尾根部のタヌキ等の哺乳類の痕跡は記録しており、測量等により尾根部へのアクセスが容易になった時点で、工事前及び供用後にタヌキ等の利用の変化を把握する調査を検討いたします。

【16】

《方法書》 p7. 2-1 (p332)

土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模（3,000 m²）以上のものに該当する場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、土壤汚染対策法第4条第1項に規定する「一定規模以上の土地の形質の変更届」により、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出ることが必要です。

(環境保全課、沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター)

【回答】

ご指摘のとおり、土壤汚染対策法に基づく届出を行います。

【17】

《方法書》 p7. 2-27 ほか (p358 ほか)

第 7. 2-12 図で、配慮書と比べて事業実施想定区域の東側で絞込み、また中央の道路部の範囲を複数に変更していますが、その理由をお教えいただきたい。(伊藤 歩委員)

【回答】

配慮書時点では、住宅より一定の離隔を確保した上で、風力発電機を設置する可能性のある範囲を広く設定しました。方法書時点では、配慮書以降の現地踏査の結果を踏まえ、東側の区域の北端は周囲の道路からの風車の搬入が困難と考え除外しました。

また、中央の道路部の範囲について、当初は送電線の埋設のみを想定していましたが、風力発電機の輸送ルートの検討対象を複数確保する目的で対象事業実施区域に追加し、現地調査を行う事としました。

【18】非公開部分

(仮称) 田野畑風力発電事業環境影響評価方法書に対する委員からの
事前追加質問・意見及び事業者回答

【追加1】

〈方法書〉

本年8月21日に佐賀県唐津市の風力発電施設が炎上する事故が発生し、また、本県におきましては、本年5月8日に釜石地区において大規模な山林火災が発生し、山林の消失面積が400ha、鎮火まで2週間を要しました。そこで伺います。

1. これまで風力発電施設で発生した火災の状況(発生件数、発生率、消失面積、鎮火までの時間)をお教えいただきたい。
2. 山林火災は、煙草の残り火からも発生すると言われています。佐賀県唐津市の風力発電施設が炎上した様な火災が発生した場合、森林への延焼は当然あると考えられます。もし火災が発生した場合、鎮火までにどのくらいの時間を要するのをお教えいただきたい。
3. 山の中において風力発電機等の火災が発生した場合、どの様にして火災の発生を察知するのをお教えいただきたい。

(鷹嘴 紅子委員)

【回答】

1. 弊社での事業においては火災事故は発生しておりません。
一般社団法人日本風力発電協会のデータベースによると風力発電機での火災事故は過去に4回、今回の唐津市での事案を含め5回発生しております。
発生率とすると0.002%程度であります。
これまでの風力発電の火災事故による山林への延焼は有りませんでした。
鎮火までの時間は不明です。
2. 風力発電機の設置工事により風車の基礎回りは伐採しており、山林火災に繋がることは少ないと考えております。
今回の事故では6時間程度で鎮火しましたが、夜間であり消防の鎮火確認が遅れたこともあり、正式には16時間後となっております。
3. 弊社では風力発電所のメンテナンス・24時間監視を子会社のイオスエンジニアリング&サービス株式会社を通じて実施しております。
風力発電機に不具合が生じた場合、24時間監視センターに異常警報が出るようになっており、必要に応じて24時間センターからの指示のもと、管轄する子会社の現地事業所から現地確認を行うこととなっております。特に火災等の大きな問題が発生した場合、複数(多数)の異常警報が同時に発生することとなり、異常の察知をすると同時に現地作業員が確認のうえ、速やかに対応するリスク管理体制をとっております。

